

意思決定支援

I 相談支援体制の確保

- 1 地域の中に、障がいのある方等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。
 - ② 障がいのある人や障がいのある子どもが、どこに住んでいても、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる仕組みがある。
 - ⑥ 自己決定に困難を抱える障がいのある人や障がいのある子どもが、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や、意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のための仕組みがある。
- 3 障がいのある人等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。
 - ① 相談者の望んでいる生活を実現するため、意思決定の支援に配慮し、チームアプローチの考え方による個別支援（ケアマネジメント）を行っている。

成年後見制度

I 相談支援体制の確保

- 1 地域の中に、障がいのある方等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。
 - ⑦ 判断能力が十分でない障がいのある人や障がいのある子どもが、不利益を被ることがないように、家庭裁判所や関係機関とも連携し、成年後見制度の利用の取り組みを推進している。

II ネットワークの構築（地域自立支援協議会の設置・運営）

- 1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取り組みが行われている。
 - ⑦ 利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

地域生活支援拠点

I 相談支援体制の確保

- 1 地域の中に、障がいのある方等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。
 - ⑧ 高齢化や重度化など、障がいのある人の地域生活を支えるため、地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているか、中長期的に必要な機能を見直し検証していく仕組みがある。
- 2 障がい者等にとって気軽に利用でき、安心感が持てる相談窓口の機能が確保されている。
 - ③ 地域生活支援拠点の運営にあたっては、必要に応じ、関係機関に対していつでも速やかに連絡がとれるような体制を整備している。

II ネットワークの構築（地域自立支援協議会の設置・運営）

- 1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取り組みが行われている。
 - ⑤ 障がいの重度化や高齢化などにおいても、地域で暮らしていけるように体験の場の提供や住まいの場の提供体制や体調不良時などでも一時的に受け入れるような体制の整備、様々な制度や事業の連携体制などの整備に向けて地域の協議会等の場を活用しながら、検討が行われている。

III 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

- 2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、関係者で共有する取り組みが行われている。
 - ④ 地域生活支援拠点に関わる全ての機関及び人材の有機的な結びつきを強化し、他施策

た しよくしゆ れんけい せい び そくしん
や他 職 種と連携した整備を促進している。

差別解消法

III 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、関係者で共有する取組みが行われている。

⑤ 地域における差別解消に向けた取組みを推進するため、市町村は職員の対応要領を作成し、必要な都度見直しを行うほか障がい者差別解消支援地域協議会の設置に努めている。

医療を必要とする在宅の重度障がい者

II ネットワークの構築（地域自立支援協議会の設置・運営）

1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取組みが行われている。

⑥ 重症心身障がいや医療的ケアが必要な重度の障がいのある人への支援の推進を図るため、地域の協議会等の場を、活用し、地域の実情の把握や、課題解決に向けた協議を行なっている。

障がい児施策

III 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、関係者で共有する取組みが行われている。

⑥ 障がいのある子どもに対し、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備している。

⑦ 障がいの重度化・重複化や多様化に対応するための児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村子ども発達支援センターは、専門的機能の強化を図り、地域における中核的な施設としての機能を確保している。

IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）

1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。

④ 障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受け、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や、包容を推進している。

意思疎通支援

IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）

1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。

③ 障がいのある人にとって、意思疎通支援の手段が多様にあることや、手話が言語であることについての住民理解が促進されるような機会をつくっている。

また、情報保障のために障がいのある人に応じた配慮が必要であることについて住民理解が促進されるような機会をつくっている。